

「戦闘」を「衝突」に置きかえ 国民だます、まさに隠ぺい政権

自衛隊が国連平和維持活動(PKO)に参加している南スーダンで、昨年7月に大規模な「戦闘があった」ことが、防衛省が「廃棄した」と開示を拒んできた自衛隊の日報で何度も報告されていました。

ところが稲田防衛相は「戦闘行為はなかった」と繰り返し国会で答弁。それはなぜでしょうか。「戦闘行為があった」と認めてしまうと憲法、PKO参加5原則に抵触し、自衛隊の撤収を迫られるからです。

「戦闘」を「衝突」に言い換えたら憲法9条違反を免れるというのは言葉遊びで、国民をあざむく背信行為です。安倍政権は、新安保法制の下、PKO派遣ありきで、自衛隊員の命を軽視しているのではないのでしょうか？

【PKO5原則】

PKO5原則とは、自衛隊がPKOに参加する条件として、PKO協力法に規定されたもの。①停戦合意が成立②紛争当事国によるPKO実施と日本の参加への合意③中立的立場の厳守④基本方針が満たされない場合は撤収できる⑤武器の使用は命の防護のための必要最小限に限る——からなる。

(3) ジュバ市内

ジュバ市内でのSPLAとSPLA-iOとの戦闘が生じたことから、宿营地周辺での射撃事案に伴う流れ弾への巻き込まれ、市内での突発的な戦闘への巻き込まれに注意が必要
 加えて、ジュバ市内、特にPOCサイトを含むUNハウス周辺では、両勢力による戦闘が確認されていることから、朝方からの一部の勢力による報復等行動による射撃事案、経済の悪化に伴う治安事象、窃盗事案等、巻き込まれに在留邦人の動向を含め注意が必要

ジュバ市内衝突事案について

項目	内容
事態の概要	○ [] 近傍にて砲迫含む銃撃戦
	○ [] 頃、[] に弾着 [] が負傷)
	○ [] 頃、[] が
	○ 攻撃
	○ [] 激しい銃撃戦
	○ [] にてTK射撃含む激しい銃撃戦
	○ [] 戦
	○ [] を確認
	○ 1310 c 宿营地5, 6次方向で激しい銃撃戦
	○ 1315 c 宿营地南方向距離200トルコビル付近に砲弾落下



(昨年7月11日ジュバ市内の衝突事案をまとめた陸上自衛隊の日報より)